

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

- ◇ 告 示
 - 被爆者一般疾病医療機関の指定
 - 馬伝染性貧血検査の実施
 - 保安林の指定の解除
 - 解除予定の保安林(三件)
 - 土地改良事業計画の適否の決定
 - 土地改良事業の認可(四件)

告 示

鳥取県告示第七百三十八号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(昭和三十二年法律第四十一号)第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則(昭和三十

十二年厚生省令第八号)第二十二条において準用する同規則第十二条の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

指 定 年 月 日	名 称	所 在 地
昭和五十三年八月十一日	佐治村国民健康保険歯科診療所	八頭郡佐治村大字加瀬木二二三三五

鳥取県告示第七百三十九号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、馬伝染性貧血検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第六条の規定に基づき、馬の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 実施の目的

馬伝染性貧血予防のため

二 実施する区域

鳥取市湖山町南四丁目一〇一

米子市新良路

西伯郡大山町赤松

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

馬

四 実施の期日

昭和五十三年九月十六日

五 検査の方法

寒天ゲル内沈降反応検査

鳥取県告示第七百四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

鳥取市伏野字石山ノ鼻二二五六の七四、二二五六の七五

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

学校用地とするため

鳥取県告示第七百四十一号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字篠波字本谷七五三の五（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第七百四十二号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市円谷字梨木谷四四九の九、字大桁四五九、字宮谷四五七の八、四五七の九(以上四筆について、次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

送電施設用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百四十三号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字小栗三二八六の一、三二八六の二、字辻西側三一八三の二、三一八三の三、三一八四の二、三一八四の三

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第七百四十四号

昭和五十三年八月八日付けで溝口町から申請のあった土地改良(福岡(下代)地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年九月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百四十五号

東郷町から申請のあつた町営土地改良（波関地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十六号

河原町から申請のあつた町営土地改良（上佐貫地区ほ場整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十七号

日南町から申請のあつた町営土地改良（神戸上地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項にお

いて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第七百四十八号

日南町から申請のあつた町営土地改良（豊栄地区農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十三年八月三十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十三年九月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】